

# 2020年度 芹が谷中学校 防災計画

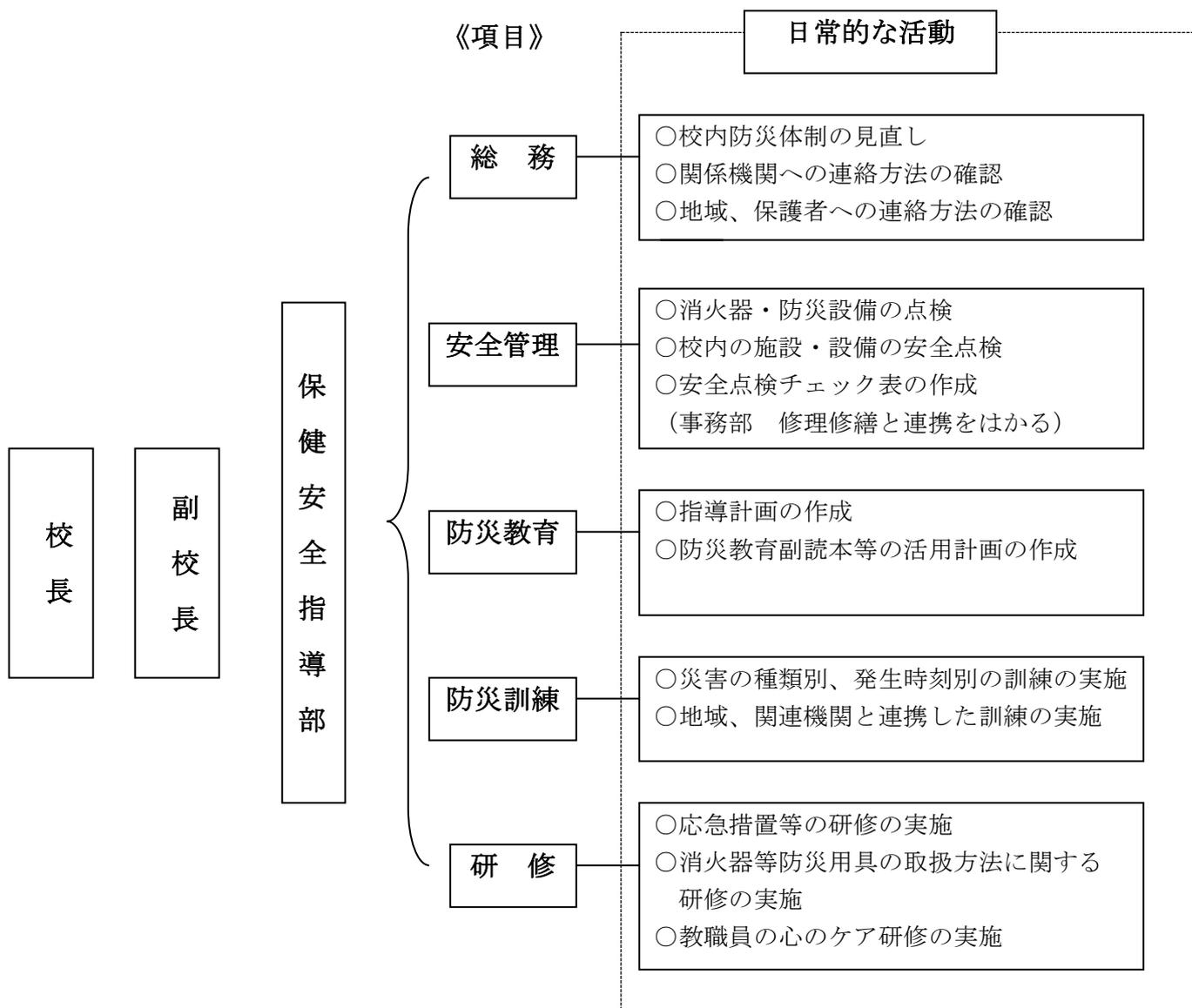
## 1 日常の防災体制

### (1) 学校防災委員会の組織・任務

【構成員】 学校長・副校長・保健安全指導部

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画・実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局、区役所や地域防災拠点運営委員会との連絡・調整



○防災組織

	係	仕事内容	担当者
第一活動	連絡・通報 情報収集	消防署・警察署・教育委員会への連絡、 情報を収集し本部へ報告する。	副校長 学年主任
	生徒誘導	避難場所へ生徒誘導	授業者・学級担任
	避難誘導	避難場所と経路の指示	副校長・学年主任
	救護	救護活動	養護教諭
	初期消火	消火器、消火栓による初期消火活動	授業者外の職員
第二活動	検 索	A棟校舎	3年の副担
		B棟・C棟校舎	1・2年の副担
第三活動	避難確認	点呼確認	授業者→学年主任→副校長
	下校指導	生徒の待機指導	学級担任
	安全点検	危険物の確認 落下物等の防止 ガスの止栓・配電盤操作 消防用設備の点検	技術員 各学年の副担
	搬出	非常時持ち出し書類の搬出	教務主任・事務職
	保護者連絡	家庭との連絡	学級担任
	消防車誘導	消火栓、プール	副校長

○避難経路

火災発生場所	校 舎	避 難 出 口
A 棟	A棟内生徒	階段下非常口（B棟昇降口）
	B棟内生徒	B棟昇降口（B棟階段非常口）
	C棟内生徒	C棟昇降口
B 棟	A棟内生徒	A棟昇降口（A棟階段非常口）
	B棟内生徒	階段下非常口（A棟昇降口）
	C棟内生徒	C棟昇降口（C棟階段非常口）
C 棟	A棟内生徒	A棟昇降口（A棟階段下非常口）
	B棟内生徒	B棟昇降口（B棟階段下非常口）
	C棟内生徒	階段下非常口（A棟昇降口）

※  
（ ）は火災発生棟の  
階段が使用不可の場合。  
1階生徒は、上記とは限  
定せず、最も近くの出口  
を使用する。  
避難順序は、状況判断に  
よるが、原則として下部  
の階からとする。

## (2) 安全管理〔安全点検〕・点検の実施方法、防災設備の点検、避難経路の点検

### ○点検の実施方法

①学期に1回、点検カードによる点検項目をチェックする。

(事務部 修理修繕と連携をはかる)

②防災上危険を伴う箇所については、早急に修繕等を行うため、詳細を具体的に担当者まで知らせる。

### ○防災設備の点検

①年1回委託業者による防災設備、防火シャッター等の点検を行う。

### ○避難経路の確認

①5月の避難訓練時に避難経路を確認する。

### ○学校の施設設備状況について

①校地・校舎の平面図および電気配置図・水道配管図・電話配線図を準備する。

②プールの水は貯めた状態にしておく。

③停電等で校内放送が使用できないときのハンドスピーカー等を準備する。

④防災地図(ハザードマップ)の作成などにより、地域の実状を把握しておく。

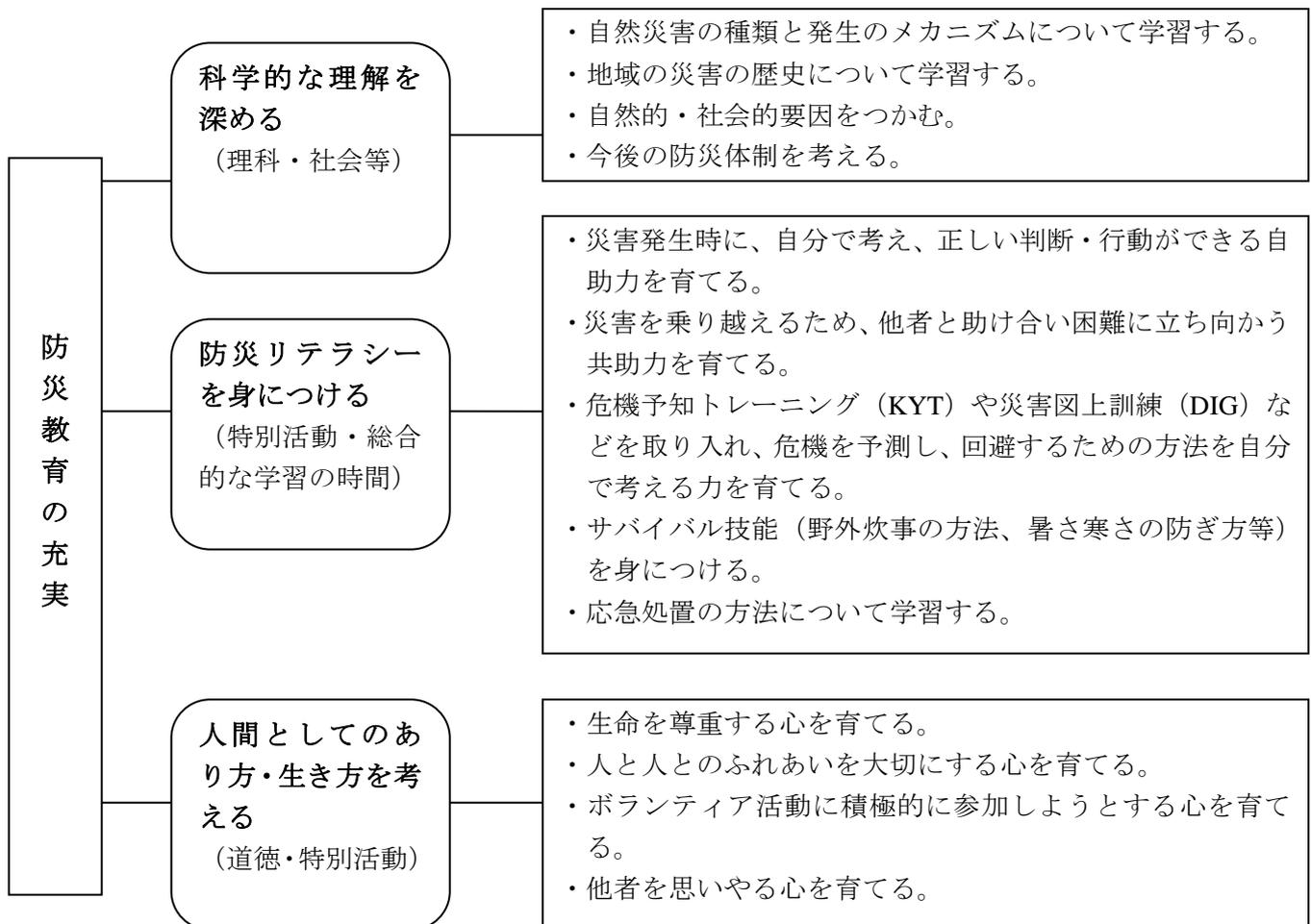
## (3) 防災教育

### ○防災教育の目的と充実

①防災リテラシーの育成

②自助力・共助力の育成

③人間としての生き方・いのちの大切さを考える力の育成



#### (4) 防災訓練

○防災訓練の目的

- ①防災教育の指導内容の実践的な理解を深める
- ②生徒の危機回避能力の向上
- ③教職員の防災対応能力の向上
- ④地域の防災力と連携を深める

#### (5) 教職員研修

○教職員の防災に関する研修の充実

- ①防災教育の指導力、防災対応能力、応急処置能力の向上
- ②校内研修の実施
- ③教育委員会事務局が実施する研修に参加し、研鑽に努める。
- ④震災時の心のケア対策を視野に入れた学校教育相談等の研修の充実を図る。
- ⑤応急処置能力を習得する研修を実施する

### 東海地震に関連する情報や警戒宣言発表時の生徒への対応

#### (1) 「東海地震に関連する情報」について

①東海地震に関連する情報は、次の3つのレベルに分けられる。

- ・「東海地震に関連する調査情報（臨時）」
- ・「東海地震注意情報」
- ・「東海地震予知情報」

②基本的な対応について

	市の対応	学校の動員体制	学校における生徒等に対する措置
<b>調査情報 (臨時)</b>	情報収集連絡体制		
<b>注意情報</b>	市(及び区)警戒本部の設置	校長・副校長	○在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させる。
<b>予知情報</b> ↓ <b>警戒宣言 発令</b>	市(及び区)災害対策本部の設置 <b>(全員配備)</b>	<b>(全員配備)</b> 勤務時間外において警戒宣言の報道に接したときは、動員命令を待つことなく、自発的に参集する。	(ア) 学校、地域、生徒の実態に応じ、状況によって学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 (イ) 連絡がとれない家庭、留守家庭等の生徒については、学校において預かり(留め置き)、直接保護者に引き渡す。 (ウ) 通学中又は在宅中に注意情報又は警戒宣言が発表された場合は、休校とする。 なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じる。

③学校においてとるべきその他の措置

区 分	主な措置
ア 来校者等への安全確保措置	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
イ 通信・放送設備の点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災行政用無線等通信手段の点検・確認</li> <li>2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認</li> </ol>
ウ 機械設備、電気設備の確認	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落防止等確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認</li> <li>2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認</li> <li>3 諸物品等の落下防止確認</li> </ol>
オ 出火防止措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認</li> <li>2 消火用水の確認</li> </ol>
カ 危険物の安全等確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流出、発火、爆発のおそれがある危険物等の安全確認</li> <li>2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認</li> <li>3 緊急遮断装置等安全装置類の確認</li> </ol>
キ 緊急貯水	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受水槽への緊急貯水</li> <li>2 飲料水の貯水</li> </ol>
ク 消防用設備等の点検・確認	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー、二酸化炭素消火等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設、設備の固有の特性、機能について必要な点検</li> <li>2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認</li> <li>3 応急活動用資機材等の確認</li> <li>4 応急活動体制の準備</li> </ol>

### 3 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
【条件①】（調査を開始）の場合	【連絡体制強化】国や県からの情報を各学校に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常通り</li> <li>・情報の収集</li> <li>・地域防災拠点開設に向けて施設の点検等の準備</li> <li>・教職員の動員はなし</li> </ul>
【条件②】（地震発生の可能性が相対的に高まった）の場合	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの情報を各学校に提供</li> <li>・状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、通常通り。ただし、情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制を確保</li> <li>・「全市一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校・中学校ブロック等で登下校の見合わせ等の判断</li> <li>・地域防災拠点開設について区役所から連絡があった場合は、校長・副校長が動員。状況に応じて体制の拡大縮小を検討</li> </ul>

### 4 大規模地震発生時の初期対応

<大規模地震の定義>

震災時における教職員の動員体制の自動参集の基準である。

**「市のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」**

※注意

自校の地域が震度5強以上の地震でない場合でも、市域のいずれかで震度5強が観測されれば、全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

#### (1) 学校災害対策本部の設置

<学校災害対策本部の設置基準>

**「市のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき」**

**「東海地震 警戒宣言 が発令された場合」**

地震の発生時間により、職員・生徒の在校中の場合と夜間や休日等での不在の場合とでは初期対応は異なる。職員等が出張等で不在の場合、夜間・休日等で教職員の参集に時間がかかっている場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。

(2) 学校災害対策本部の組織

<p>統括本部</p> <p>本部長 (校長)</p> <p>副校長</p> <p>教務主任</p> <p>事務職員</p>	<p>○各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、教育委員会事務局等との連絡にあたる。</p> <p>○被害等の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。</p> <p>○非常持ち出し書類等を搬出。</p> <p>○報道機関等の対応。</p>
--	---

<p>避難誘導・</p> <p>安否確認班</p> <p>学年主任</p> <p>各学級担任</p>	<p>○地震の揺れが収まった直後、直ちに活動を開始し、生徒の安全確保、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、第一次避難場所への避難誘導を行う。</p> <p>○クラス全員の安否の確認をし、統括本部に報告する。</p> <p>○就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒・教職員の被災状況及びその安否を早急に確認する。</p> <p>○生徒の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 (引き渡しは、どの教員が立ち会ったのか、記録を必ずする。)</p>
<p>消火・</p> <p>安全点検班</p> <p>副担任</p> <p>技術員</p>	<p>○火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。</p> <p>○校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。</p> <p>○二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。</p>
<p>救出・</p> <p>救急医療班</p> <p>養護教諭</p> <p>副担任</p>	<p>○建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。</p> <p>○避難誘導・安否確認班と密接な連携をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、病院など専門医療機関への搬送を行う。</p>

[時点・状況の変化により適宜編成]

<p>住民対応・避難 場所支援班 (連絡調整者)</p> <p>全職員</p>	<p>○学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災拠点運営委員会等との連携を図り、必要な支援を行う。</p>
---	--

**2020年度の連絡調整者**

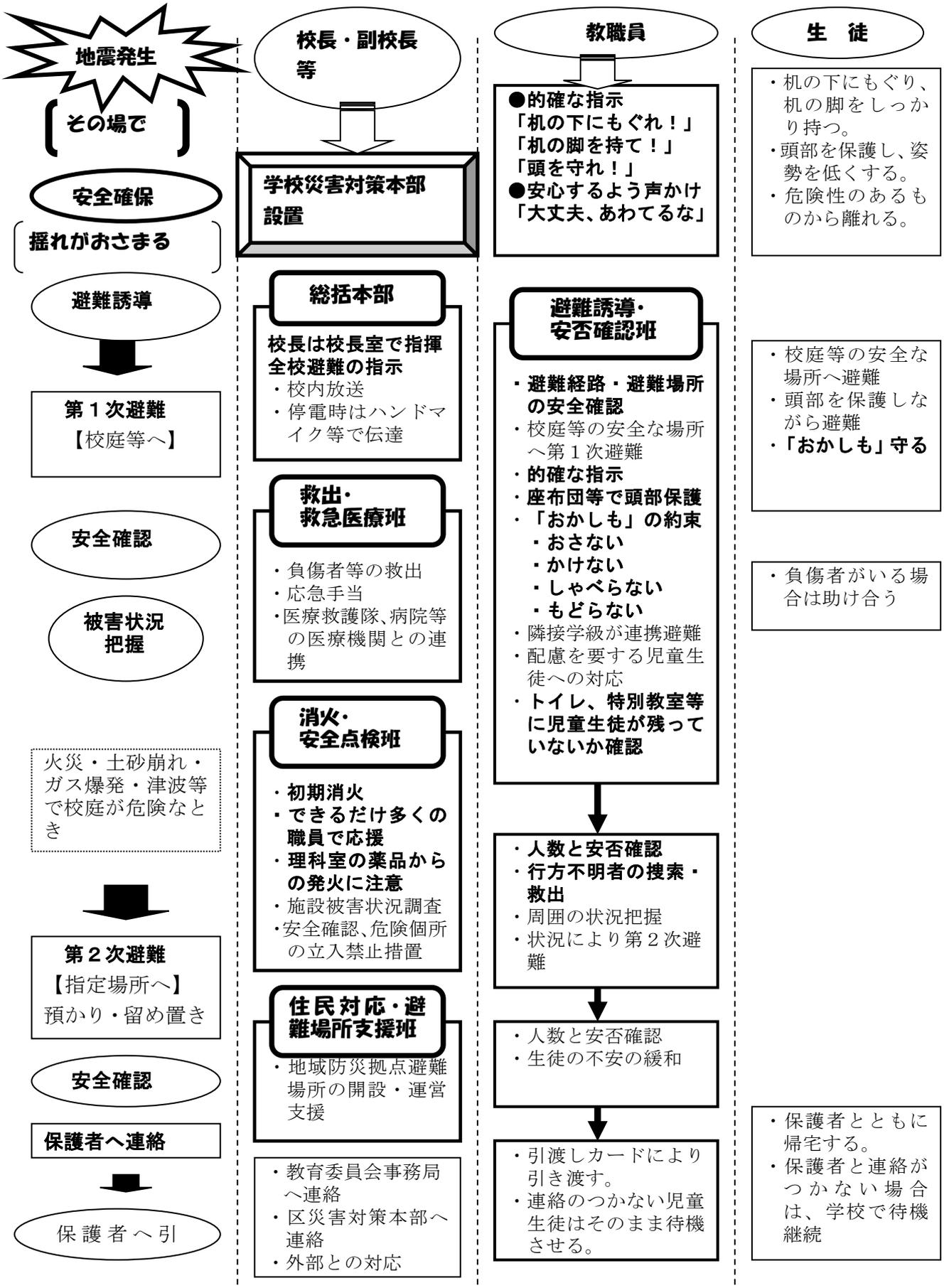
※夜間・休業日に大地震が発生した場合に、本校に参集する。

【参考】地域防災拠点運営委員会における役割

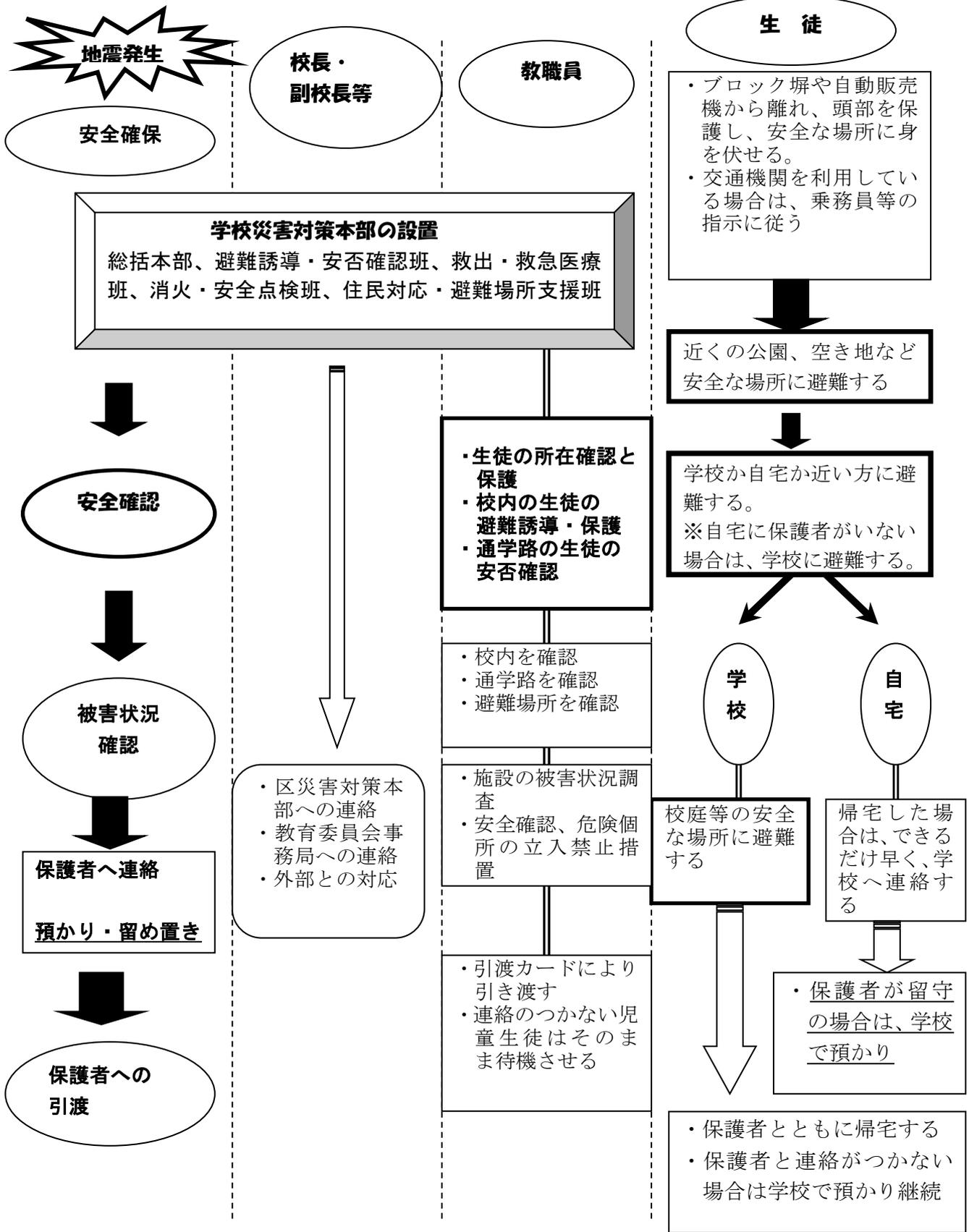
区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難場所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理など
行政	地域防災拠点の開設、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	児童生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設・運営支援など ※ その他、初期段階での情報の受伝達、物資の保管場所の案内等

5 大規模地震発生時の場所別・時間帯別の生徒への対応

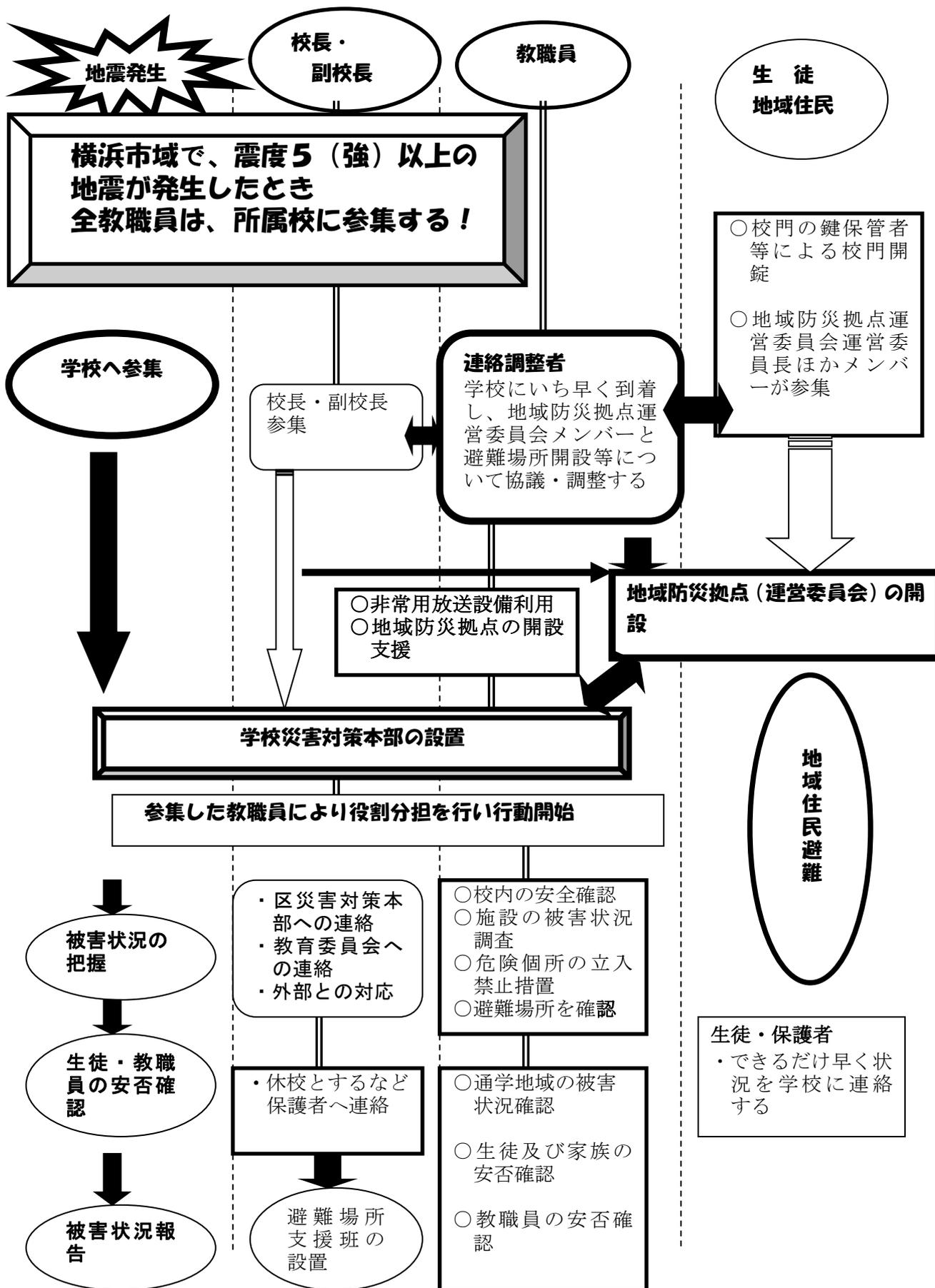
授業中の対応



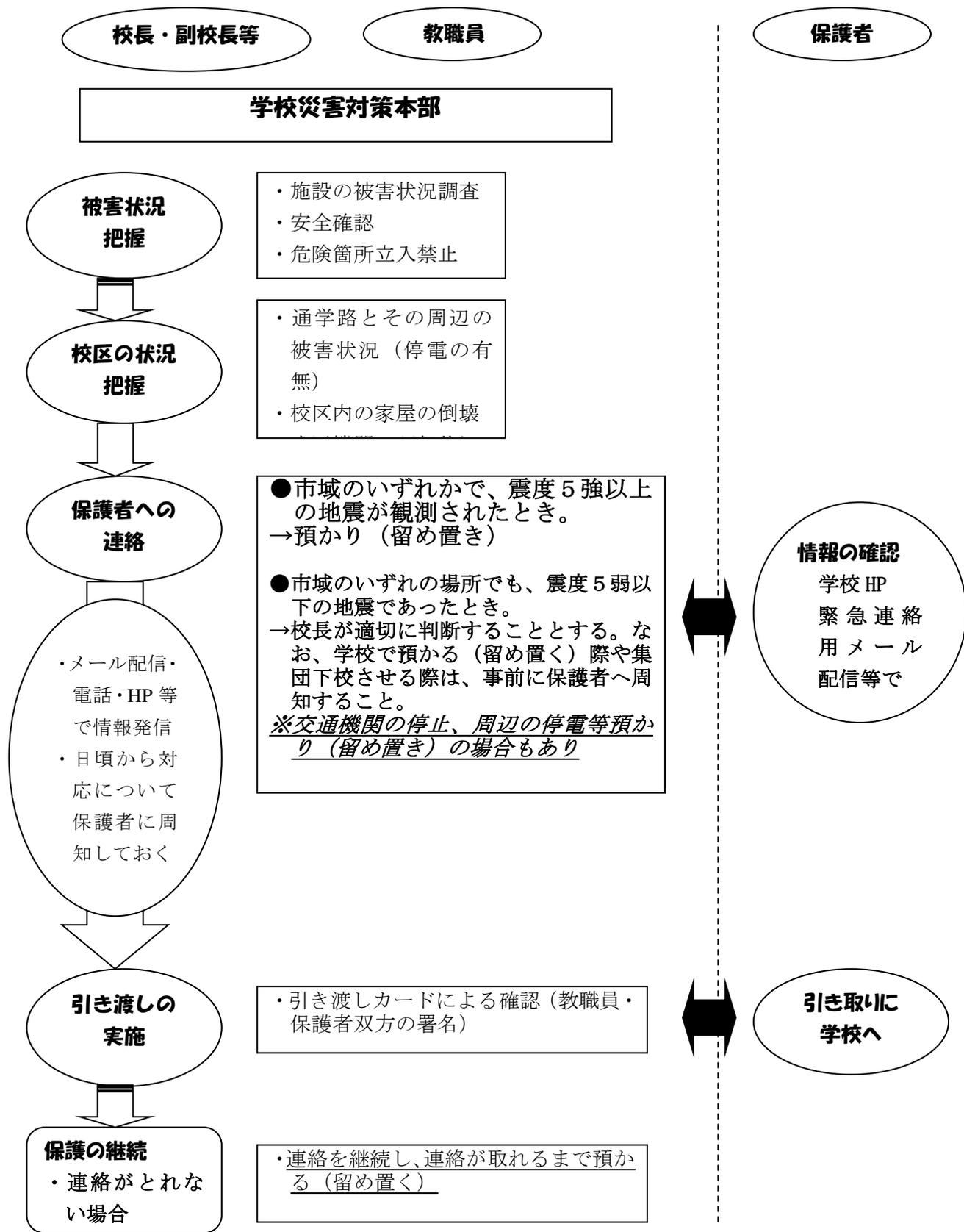
放課後・登下校時・通学路で



休日・夜間など勤務時間外



保護者への引き渡しまでの流れ



**【留意点】**

- ・引き渡した教職員、引き取った保護者が共にカードに確認の署名を行う。
- ・保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

保護者様

横浜市立芹が谷中学校

## 生徒引き渡し・緊急連絡カード記入のお願い

大規模地震発生時に、生徒の留め置きと保護者の引き渡しをするにあたって、「生徒引き渡し・緊急連絡カード」のご記入・ご提出をお願いします。太枠内をご記入の上、ご提出ください。【保護者用控え】は、提出いただいたものをコピーし、お子さまに返却しますので、ご家庭で保管してください。

また、「生徒引き渡し・緊急連絡カード」は、卒業時まで使用します。記載事項に変更が生じたときは、担任にお知らせください。

なお、「生徒引き渡し・緊急時カード」に登録された方以外の人には、引き渡しません。ご家族以外の場合は先方の了解を得るようご協力をお願いします。

生徒引き渡し・緊急連絡カード		学年		
		1	2	3
(平成 年度 入学)		出席番号		
ふりがな		性別		
生徒氏名		保護者氏名		
住所		電話番号 (自宅)		
緊急時連絡先		緊急時連絡先		
自治会名		※地域防災拠点校 (避難場所)		
保護者以外の 引き取り予定者		お名前(ふりがな)		本人との関係
		①		ご連絡先
		②		
		③		
TEL		TEL		TEL
引き取り者(署名)		本人との関係		
引き渡し日時		月 日 時 分		教職員(署名)
備考				

※地域防災拠点校とは、家屋の倒壊などにより自宅に戻れない場合に避難生活を送るあらかじめ指定された学校です。裏面に一覧を記載していますので、参考にしてください。

## 地域防災拠点校 一覧

防災拠点	町名	番・番地	号	備考	
芹が谷小	東芹が谷	全域		ただし2番9～21号を除く	
	芹が谷1丁目	1～10			
	芹が谷3丁目	全域		ただし19番4～11号、21～2	
芹が谷南小	芹が谷4丁目	2	8～15、17～		
		3～4			
		5	3～29		
		6～11			
		13	1～13、26～		
		14		ただし、浩南台自治会地域	
		15～32			
	芹が谷3丁目	19		ただし、浩南台自治会地域	
		20～23			
	芹が谷5丁目	1～13、 18、 25～30			
		31	1～3	ただし、芹が谷町内会地域	
		33		ただし、芹が谷町内会地域	
		34			
		35			
		36～48			
		49	13、30～33		
		50			
51		3～7			
52～60					
下永谷 1丁目	13～16、 28、34				
芹が谷中	芹が谷1丁目	11～39			
	芹が谷2丁目	全域			
	芹が谷4丁目	1			
		2	1～5、16、28		
永谷小	芹が谷5丁目	5	31～40		
		49	14～29		
	51	1～2、8～27			
上永谷中	芹が谷5丁目	31	4～42		
		32			
	下永谷2丁目	1～25、3 4			
東永谷中	東永谷3丁目	26～63			
	芹が谷4丁目	27		ただし、渡戸自治会地域	

## 6 学校が避難場所となった場合の対応に関すること

### (1) 連絡調整者の役割（休日・夜間等における初動対応）

#### ①連絡調整者の基本的役割

- ・連絡調整者は、横浜市域いずれかで震度5強以上の地震が観測された場合において、いち早く本校に駆けつけ、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会との連絡調整など災害発生後の初動対応を行う。

#### ②避難場所である体育館への避難者の誘導支援等

- ・連絡調整者は、参集した地域防災拠点運営委員会のメンバーや拠点担当（直近動員者）として指定された市職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するように指示する。
- ・連絡調整者は、校長室、職員室、会議室、保健室等については、それぞれ特別な用途に使用するため、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、地域防災拠点運営委員会に対して要請する。
- ・連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、地域防災拠点運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
- ・連絡調整者は、地域防災拠点運営委員会からの要請に基づき、避難場所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク、スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

#### ③学校長・副校長への報告

学校長・副校長が学校へ到着した場合には、連絡調整者は、ただちに、発災後に連絡調整者として対応した措置等について、学校長・副校長に報告する。

#### ④地域防災拠点開設・運営の支援

連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、局動員体制の一員として、拠点開設・運営に従事する。その後もその2名については、住民対応・避難場所支援班として拠点運営に従事することを原則とする。ただし、該当者が学級担任などで、生徒の安否確認等の優先業務を行う場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等が、他の教職員への住民対応・避難場所支援業務の引継ぎを指示する。

### (2) 地域防災拠点（震災時避難場所）開設への備え

地域住民及び帰宅困難者の避難状況により、拠点開設の有無について、区本部・地域防災拠点運営委員会と十分協議を行う。

### (3) 地域防災拠点開設・運営の支援

#### ①住民対応・避難場所支援班の設置

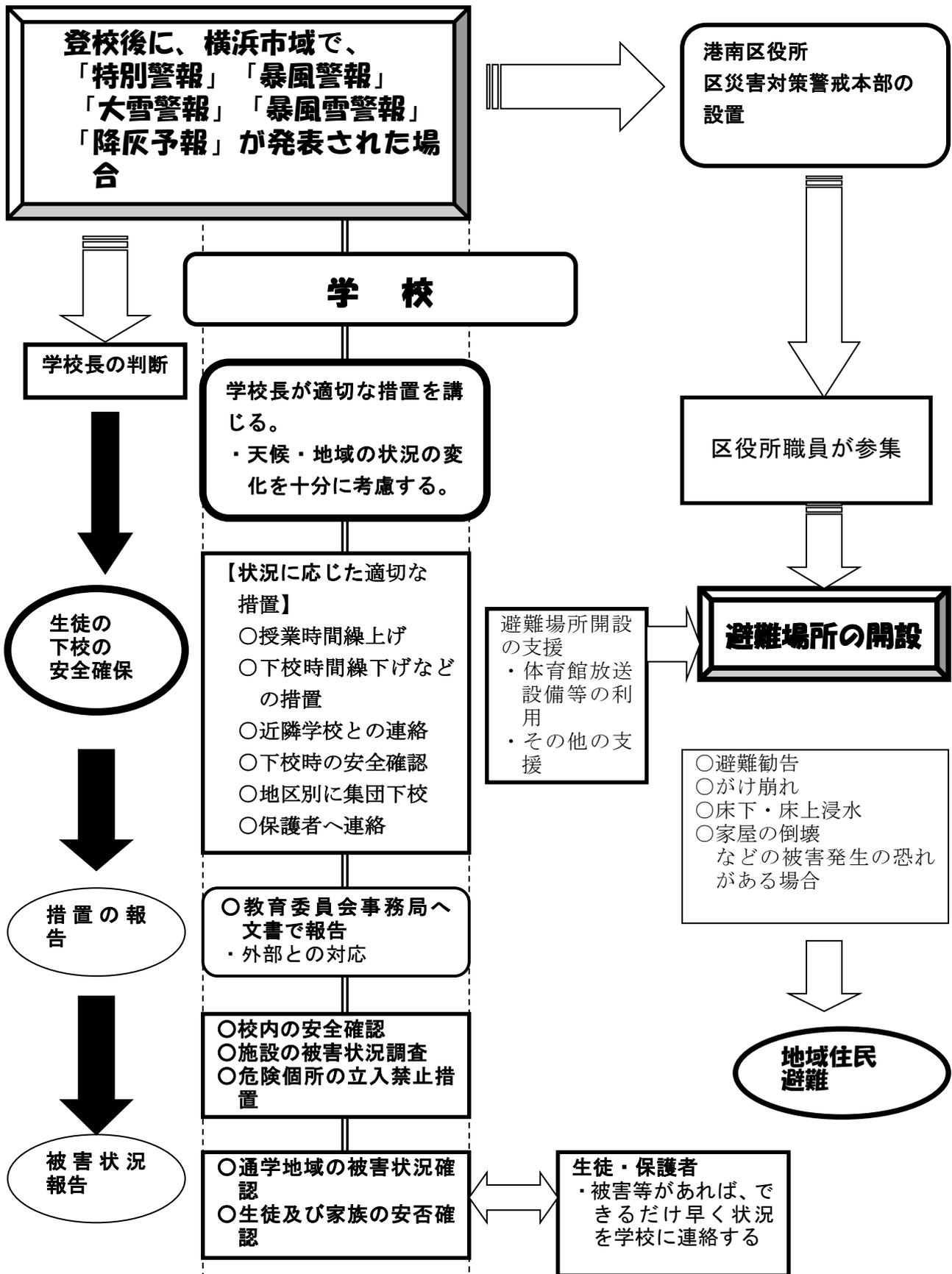
- ・避難場所の開設・運営は、基本的には地域防災拠点運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難場所支援班を設置し、地域防災拠点運営委員会による避難場所の開設・運営が行われるよう円滑に支援する。

#### ②住民対応・避難場所支援班の役割

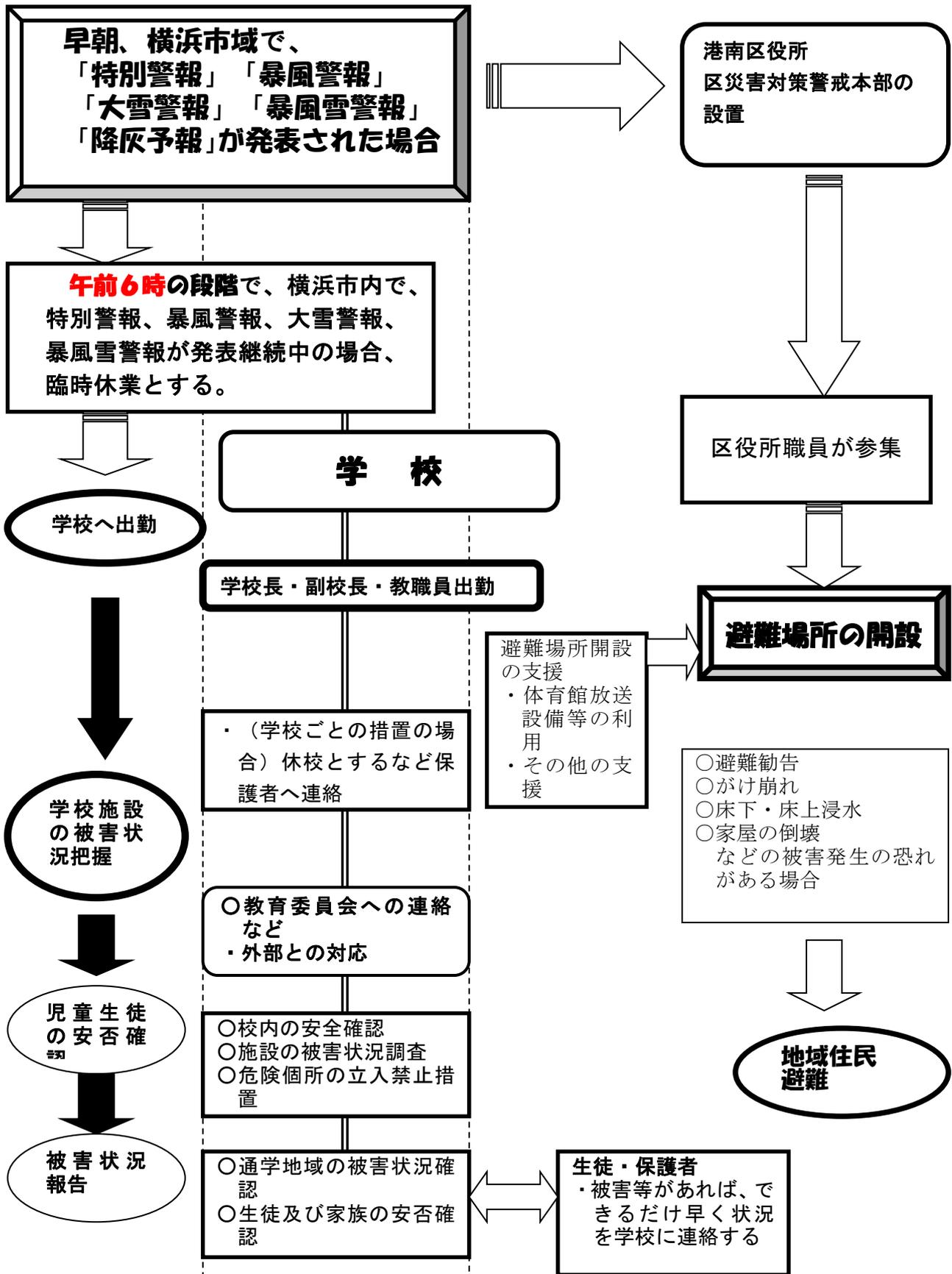
- ・避難住民の誘導
- ・放送設備の使用についての対応
- ・避難場所の整備、割り振り  
(避難スペースの調整、避難場所の清掃支援、トイレの使用確保)
- ・負傷者の応急手当

7 学校における風水害・火山災害対策

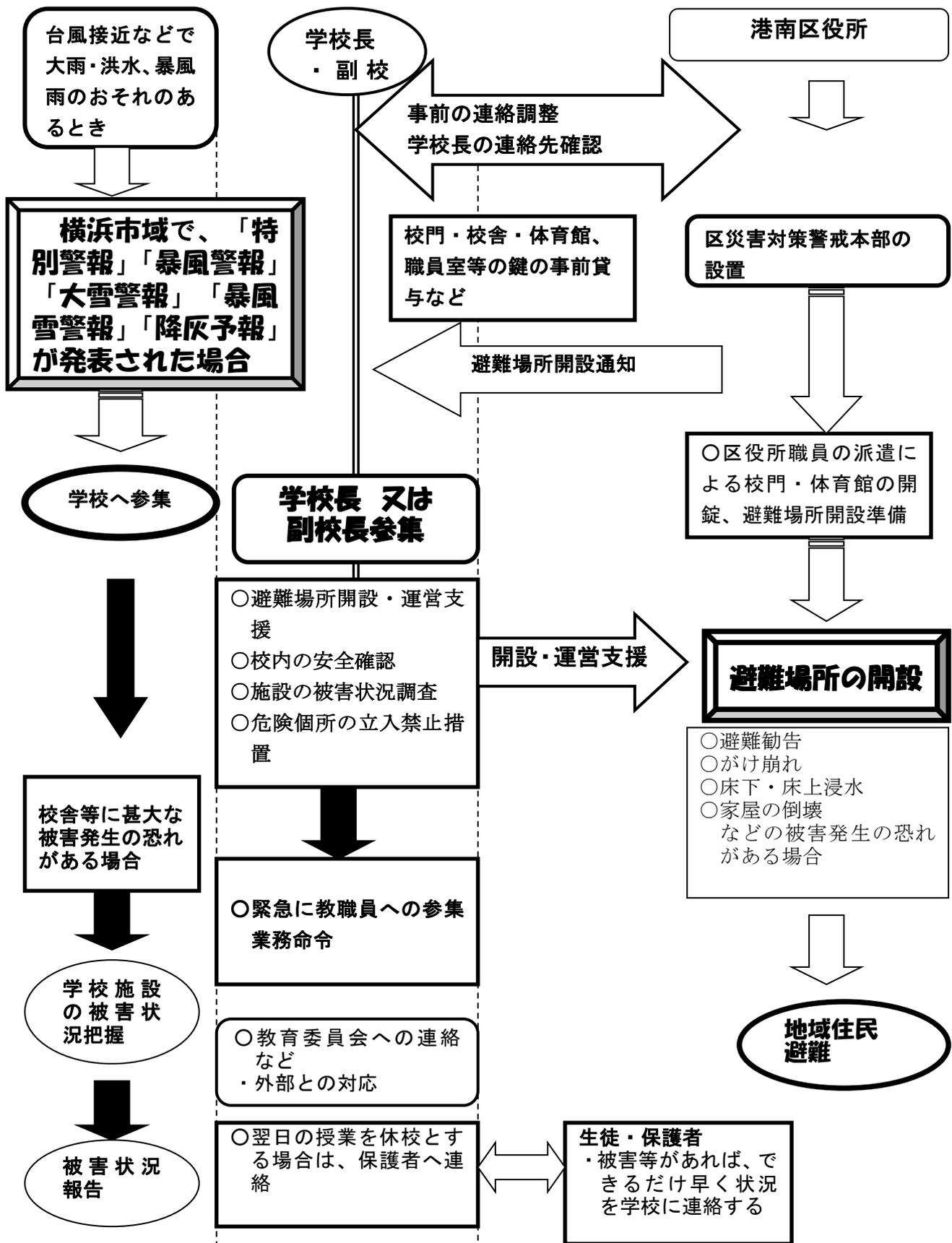
在学時の場合



平日早朝の場合



**休日・夜間の場合**



## 8 Jアラートを通じた緊急情報への対応

### 1 平常時の対応

#### (1) 学校における教職員の体制、行動等の確認

- ①校内の体制、教職員の役割分担等を確認しておく。
- ②Jアラート情報の種類や内閣官房ホームページにおいて周知されている避難行動等について確認しておく。

<参考>国民保護ポータルサイト：<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

(セキュアブラウザからアクセス)

- ③登下校時や校外活動時も含め、様々な状況において、Jアラートが発信された場合の生徒の避難方法、避難場所等について確認し、教職員間で共通理解を図っておく。
- ④生徒の安否確認方法や、保護者との連絡方法、夜間・休日の職員間の情報伝達方法について、点検・周知しておく。

#### (2) 生徒への周知

##### ①速やかな避難行動

Jアラートのメッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。

- ・屋外にいる場合：近くの建物の中か地下に避難。

(できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。)

- ・建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

- ・屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

##### ②ミサイルの落下物を発見した場合

- ・決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

##### ③登下校時等の留意事項

- ・登校前にJアラートが発信された場合は、自宅待機とする。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達方法や安否確認の方法について、あらかじめ決めたうえで、周知しておく。
- ・Jアラートの続報等で、ミサイルが上空通過・領海外に落下したことを確認した場合は、原則として登下校を再開する。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、行政からの指示に従って、落ち着いて行動する。

## 2 Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合の対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

### (1) 教職員の対応

Jアラートの状況		在校時	登下校時	校外活動時
神奈川県が対象地域の場	第一報	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内、体育館等への避難や建物内では窓から離れるなど、速やかな避難誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校に登校した又は下校していない児童生徒を校舎内等へ速やかに避難誘導する。</li> <li>安全が確認されるまで学校に留め置く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引率教員等は、近くの建物等へ速やかに避難誘導する。</li> </ul>
	第二報以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>上空通過・領海外落下</li> <li>情報確認後、教育活動を再開する。</li> <li>校庭等でミサイルの落下物と思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報確認後、次のとおり対応する。</li> <li>(登校時)</li> <li>児童生徒に登校したら教育活動を再開する。交通機関の状況を把握し、始業繰り下げ、臨時休業を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引率教員等は、情報確認後、校外活動を再開する。</li> <li>ミサイルの落下物おと思われる物を発見した場合は、決して近寄らず警察や消防へ通報する。</li> </ul>
			(下校時) 下校を再開する。その際、ミサイルの落下物等には注意して帰宅するよう周知する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校のスクールバスについては、事前に定めた方法により対応する。</li> </ul>	
	落下(領海を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う。</li> <li>行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</li> <li>原則、児童生徒を学校で保護し安否情報を保護者に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Jアラート等の続報で落下地域を確認し、校内にいる児童生徒の安全確保を行う。</li> <li>登下校中の児童生徒については事前に定めた方法により安否確認を行う。</li> <li>特別支援学校のスクールバスについては、事前に定めた方法により対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引率教員等は、Jアラート等の続報で落下地域を確認し、引き続き安全確保を行う。</li> <li>行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。</li> <li>自校に現状を報告するとともに、自校と連携分担し安否情報を保護者へ速やかに連絡する。</li> </ul>

※上空を通過した場合は、通過情報と通過地域が、領海外に落下した場合は落下情報がJアラートにより伝達される。

※落下の場合は、続報として直ちに避難の呼びかけ、落下地域の情報、避難の継続又は解除などがJアラートにより伝達される。

※ 校外活動場所が県外の場合は、「神奈川県」を当該県に読み替える。

## (2) 臨時休業等について

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童・生徒の登校前であれば自宅待機とする。その後、上空通過や領海外に落下した場合は教育活動を再開するが、交通機関の停止、遅延による臨時休業・始業繰り下げ等については、学校判断により対応する。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として臨時休業とする。
- ・登校中の避難行動や交通機関の停止・遅延による児童・生徒の遅刻対応等については、柔軟に対応する。

## 3 その他の対応

### (1) 避難者の対応

Jアラート発信時は、近隣住民等が学校に避難して来ることも考えられるため、その場合は学校内で一時的に保護するなど、適切に対応する。また、避難者の避難場所についてもあらかじめ定めておく。

### (2) 避難訓練について

- ・既存の防災訓練等の機会を利用するなど学校や地域の実態に応じて、児童・生徒に対し、Jアラート発信時の避難行動や避難経路を確認するなどの訓練を行う。
- ・市の危機管理部局から弾道ミサイルを想定した避難訓練への参加協力依頼があった場合には参加するなど、市危機管理部局との連携・協力を図る。

## 非常持出用品リスト

- (1) 書類関係
  - 家庭環境調査票
  - 出席簿
  - クラス別生徒名簿
  - 生徒引き渡し・緊急連絡カード
- (2) 救護関係
  - 非常持出袋
- (3) その他
  - ハンドマイク
  - デジタル防災無線

## 9 緊急連絡先

南部学校教育事務所	8 4 3 - 6 4 0 8
港南警察署	8 4 2 - 0 1 1 0
港南消防署 芹が谷出張所	8 2 2 - 0 1 1 9
港南区役所 総務部 (災害対策本部)	8 4 7 - 8 3 0 6
済生会 横浜市南部病院	8 3 2 - 1 1 1 1
東戸塚記念病院	8 2 6 - 2 1 1 1

